

福祉用具貸与独自サービス事業運営規程

平成 27 年 10 月 22 日 制 定

(目的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人本別町社会福祉協議会（以下「本会」という）における介護保険適用外の福祉用具貸与サービス（以下「サービス」という）の運営に係る事項を定め、日常生活においてサービスを要する者に対し、適切かつ円滑にサービスを提供することを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 利用対象者は、原則として本別町に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 傷病等により福祉用具の使用が必要であると本会が判断した者。ただし、その傷病等が回復するまでの期間とする。
- (2) 会長が特に必要であると認めた者。

(貸与物品)

第 3 条 貸与する福祉用具は、本会の備品の内、貸与可能な在庫があるもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車いす
- (2) 歩行器
- (3) 杖
- (4) 介護用特殊寝台一式（介護用ベッド本体、マットレス、サイドレール及び介助バー）

(利用申込から返却まで)

第 4 条 本会は、サービスの利用を希望する者から福祉用具貸与独自サービス利用申込書（様式 1）の提出を受け、サービスの提供を開始する。

- 2 貸与物品返却の際、本会は前項で提出された福祉用具貸与独自サービス利用申込書により返却物品を確認し、返却を受ける。
- 3 貸与された物品を利用者の過失により破損または滅失した場合、本会は利用者に対し、賠償を請求することができる。

(利用料)

第 5 条 利用料は別表 1 の通り、1 日目から 7 日目までは定額とし、8 日目以降は同表に定める日額を加算する。

- 2 180 日を超えてサービスを利用する場合、次の各号のいずれかに該当する期間は 180 日目の利用料を上限とする。
 - (1) 要介護（要支援）認定を申請した日から介護保険が適用される日の前日までの期間。ただし、その申請が却下となった場合、181 日目から却下が決定した日までの期間における利用料の加算を中断し、却下が決定した日の翌日から日額利用料の加算を再開する。
 - (2) 福祉用具の購入を希望し、その発注をした日から納品された日までの期間。
- 3 貸与物品の消毒料については貸与 1 回につき次の各号の通りとする。

(1) 車いす	1, 000 円
(2) 歩行器	1, 000 円
(3) 杖	500 円
(4) 介護用特殊寝台一式	2, 000 円
- 4 本会はサービスの利用を希望する者に対し、利用料の料金体系及び支払方法について事前に説明しなければならない。
- 5 本会は毎月末までの利用料について、翌月 15 日までに請求書を発行し、それに基づいて利用料の支払を受ける。ただし、消毒料は初回の利用料請求と併せて請求し、支払を受ける。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年10月22日に制定し、平成28年4月1日より施行する。

別表1

貸与物品	車いす	歩行器	杖	介護用特殊寝台一式
日額	120円	60円	20円	200円
1～7日目	600円	300円	100円	1,000円

※8日目以降は1～7日目の額に日額を加算する。

(様式1)

福祉用具貸与独自サービス利用申込書

申込年月日 令和 年 月 日

申請者氏名	フリガナ
住所	〒
電話	— —
利用者の関係	

利用者氏名	フリガナ	生年月日	明大昭平	年	月	日
住所	〒					
電話	— —					
貸与物品	①車いす ②歩行器 ③杖 ④介護用特殊寝台一式					
利用目的						
利用開始日	令和 年 月 日					
事務局使用欄 ※ここから下の欄は返却時に記載します。						
返却日	令和 年 月 日	返却確認受付印				

※ 返却時に返却確認受付印を押した上で、本状の写しを控えとして利用者に渡す。